

長年の功績をたたえて 9人に市功労章

4月1日(日)
午前10時から
スイトピアセンター
文化ホールにて
表彰式

住民自治の振興に貢献

大橋庄一郎氏



大垣市連合自治会連絡協議会副会長として、自治会組織の充実と円滑な運営に努めるなど、住民自治の振興に貢献。また、大垣市市税等口座振替推進協議会副会長として、税務行政の推進に尽力。

地域文化の振興に貢献

藤原久美子氏



大垣市文化連盟副会長、大垣市美術家協会副理事長などとして、組織の円滑な運営と芸術文化の振興に尽力するとともに、能面作家として、伝統文化の普及継承に寄与するなど、地域文化の振興に貢献。

明るい選挙の推進に貢献

横田 洸氏



大垣市選挙管理委員会委員長などとして、選挙の適正かつ円滑な管理執行に努めるなど、明るい選挙の推進に貢献。また、大垣市青少年育成推進委員会会長などとして、青少年の健全育成に尽力。

地域産業の発展に貢献

石井成一氏



大垣ガス株式会社代表取締役社長、芭蕉元禄楽市楽座まるごとバザール実行委員会委員長などとして、地域産業の発展に貢献。また、東西全国俳句相撲実行委員会委員長として、俳句文化の振興に尽力。

環境保全の向上に貢献

成田幸範氏



大垣市環境市民会議会長として、「レジ袋ないない運動」などの普及啓発活動を積極的に展開するなど、環境行動の促進に尽力するとともに、大垣市環境審議会会長として、環境施策の推進に寄与するなど、環境保全の向上に貢献。

市職員として市政の発展に寄与

市職員の表彰は、文化ホールでの表彰式とは別に行います。

田内宣生氏

市民病院副院長兼診療部第二小児科部長兼救命救急部長(平成24年3月31日付で退職予定)
宇佐見昭典氏
元かがやきライフ推進部長(平成21年3月31日付で退職)

水井静雄氏

元企画部長(平成21年3月31日付で退職)
浅井幸治氏
元建設部長兼東海環状推進室長(平成21年3月31日付で退職)



昨年の功労者表彰式

固定資産税・都市計画税に関するお知らせ

納税通知書は5月7日に発送 第1期分の納期を5月7日～31日に変更

市は、地方税法の一部改正に伴い、平成24年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を、5月7日に発送します。

これに伴い、第1期納期を5月7日から5月31日までに変更します。なお、第2期以降の納期は7月、12月、2月です。

また、平成24年度から、前納報奨金制度を廃止します。制度が廃止されても、全期分を一括納付することは、これまでと同様にできます。



土地・家屋価格などの縦覧

市は、土地・家屋の価格などの縦覧を行います。縦覧は、納税者の皆さんが所有する市内の土地や家屋の価格について、他の土地や家屋と比較していただく制度です。

縦覧できる人/①市内に土地・家屋を所有している納税者
②納税者から縦覧することについて委任を受けている人

▷とき/4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▷ところ/市役所課税課、上石津・墨俣地域事務所(地域事務所は管内地域のみ縦覧)

▷縦覧の際に必要なもの/①運転免許証、納税通知書など、本人確認ができるもの ②納税者から委任を受けている人は、代理人本人であることが確認できるもの

平成24年度の固定資産課税台帳登録事項証明などの交付開始

【評価証明書・評価額通知書】

▷交付開始/4月2日～(土・日曜日、祝日を除く)

【上記以外の証明など】

▷交付開始/5月7日～(土・日曜日、祝日を除く)

【交付場所】

課税課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所

〈問合せ先〉

土地については、課税課土地係(内線365・366)
家屋については、同課家屋係(内線367～370)
証明については、同課諸税係(内線342・343・372)
前納報奨金制度の廃止については、収納課(内線382・383)



水道料金関係の窓口業務も 4月から民間業者へ委託

市は、平成22年10月から、経営の効率化を図るため、水道の検針業務や料金徴収業務などを民間業者へ委託しています。

さらに、平成24年4月からは、上下水道の使用開始や中止の申込受付など、水道料金関係の窓

口業務についても民間業者へ委託します。

また、上石津・墨俣地域事務所でも受け付けていた上下水道の使用開始や中止などの申し込みは、市役所水道課での受け付けになります。

ご理解とご協力をお願いします。

*委託業者/株式会社タカダ中部支店

*問合せ/水道課(内線574～576)へ



ごみ収集日の変更 3月20日(火・祝)は休みます

3月20日(火)は祝日のため、ごみの収集はありません。

この日が「もえないごみ」ペットボトルの収集日の区域は、3月23日(金)に振り替えて収集します。

上石津・墨俣地域は、ごみ収集日カレンダーのとおりです。



「清流の国ぎふ森林・環境税」 4月から導入

県は、新たに行う森林・環境施策の財源となる「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年4月から導入します。

県内に住所のある人や、事務所・事業所などを有する法人の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

*納める人/県民税均等割を納めている個人・法人

*課税方式/県民税均等割に計算

*税率/[個人]年額1,000円、[法人]年額2,000円～80,000円

*課税期間/5年間

*問合せ/[税の使いみちについて]県林政課(☎058-272-8470)、[税のしくみについて]県税務課(☎058-272-1153)へ



原付・軽自動車などの 異動手続きは3月末までに

軽自動車税は、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車を4月1日現在で所有している人に課税されます。

次の場合には、必ず3月31日までに異動手続きをしてください。

- ▷車を譲るときや廃車するとき
- ▷市外に転出したとき
- ▷車体やナンバープレートの盗難にあったとき(警察への届け出を必ずしてください)

なお、軽自動車税の納税通知書は5月上旬に郵送します。納期限は5月31日です。

詳しくは、課税課諸税係(内線342・343)でお尋ねください。



国民健康保険

異動の届け出は お早めに!!

4月は、就職や進学などで異動の多い時期です。

次のような異動があった場合は、14日以内に窓口サービス課または上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で異動の手続きを行ってください。

- 職場の健康保険をやめたとき
- 国民健康保険から他の健康保険に加入したとき
- 転入・転出したとき

○転居などで市内で住所が変わったとき

なお、国民健康保険に加入した場合は、保険料は届出日からではなく、資格を得た月分からの計算になります。

また、新年度(24年度)の保険料納付書は、5月中旬(仮算定1期～3期分)に郵送します。詳しくは、窓口サービス課国民健康保険係(内線452～455)でお尋ねください。

3月30日から利用区域が拡大 下水道で 快適な日常生活を

市は、衛生的で快適な日常生活を送るための重要な生活基盤として、下水道整備を積極的に進めています。

今後も、整備区域の拡大と充実を図ってまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

3月30日から、新たに次の区域の各一部で下水道が利用できるようになります。

- ▷割田2・3丁目 ▷外野1丁目 ▷外花3丁目 ▷米野1・2丁目の各一部の市街化調整区域
- ▷上石津町三ツ字馬瀬野 ▷上石津町打上字打上 ▷上石津町下山字笹尾 ▷上石津町下山字山上の各一部区域



【早めに下水道に接続を】

これらの区域では、台所や浴室、洗濯などの生活排水を、すみやかに下水道に接続していただき、トイレもくみ取り式から水洗式(下水道に接続したもの)に改造していただくようお願いします。

また、し尿処理浄化槽についても、なるべく早く下水道に接続していただくようお願いします。

改造工事などの宅内排水設備工事は、市指定の下水道排水設備指定工事店に申し込んでください。

なお、排水設備の改造には、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」がありますので、ご利用ください。

【下水道は正しく使いましょう】

水に溶けにくい紙おむつ・ティッシュ・生理用品や、台所から出る残飯・天ぷら油などは、排水管の詰まりや処理場の機能を低下させる原因になりますので、下水道に流さないでください。

詳しくは、下水道課(内線592)へ。

森林の所有者届出制度 4月からスタート

昨年4月に森林法が改正され平成24年4月以降、新たに森林の土地所有者となった人は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

*届出対象者/面積に関わらず売買や相続などにより森林の

土地を新たに取得した個人・法人

*届出期間/土地の所有者となった日から90日以内

*届出先/取得した土地のある市役所または町村役場の林務担当課

提出書類など詳しくは、県林政課(☎058-272-8471)でお尋ねください。